

情報提供② 計画骨子（案）について

- 現行の計画は平成23年（2011年）に策定した計画であり、その間、経済・社会情勢、そして環境問題などに伴い、様々な課題も変化。
- 世界では、「**パリ協定**」の採択により、温室効果ガスの排出量削減目標が設定され、**国**では、**令和12年（2030年）までに、平成25年（2013年）比で26%削減**することを掲げている。
- 平成27年（2015年）開催の「**国連サミット**」で採択された「**持続可能な開発目標（SDGs）**」により「誰一人取り残さない社会」を目指すことが掲げられ、**経済・社会・環境など幅広い分野に係る17の目標と169のターゲット**のもと、各国が目標達成に向けて積極的に取り組んでいる。
- **国**は平成30年（2018年）に「**第五次環境基本計画**」を策定。その中で「**地域循環共生圏**」を提唱。「地域循環共生圏」とは、地域の活力を最大限に発揮し、各地域の自立・分散型社会の形成や、地域特性を活かし、地域資源を補完し、支え合う取り組み。環境的側面だけではなく、経済的側面、社会的側面の統合的向上を目指すもの。



第3次環境基本計画は、今までの取り組みを継続しながらも、世界・国などの方向性に沿い、「環境・経済・社会」を取り巻く課題を解決できるよう、地域の資源を活かしながら「持続可能なまちづくり」を目指す計画とする。

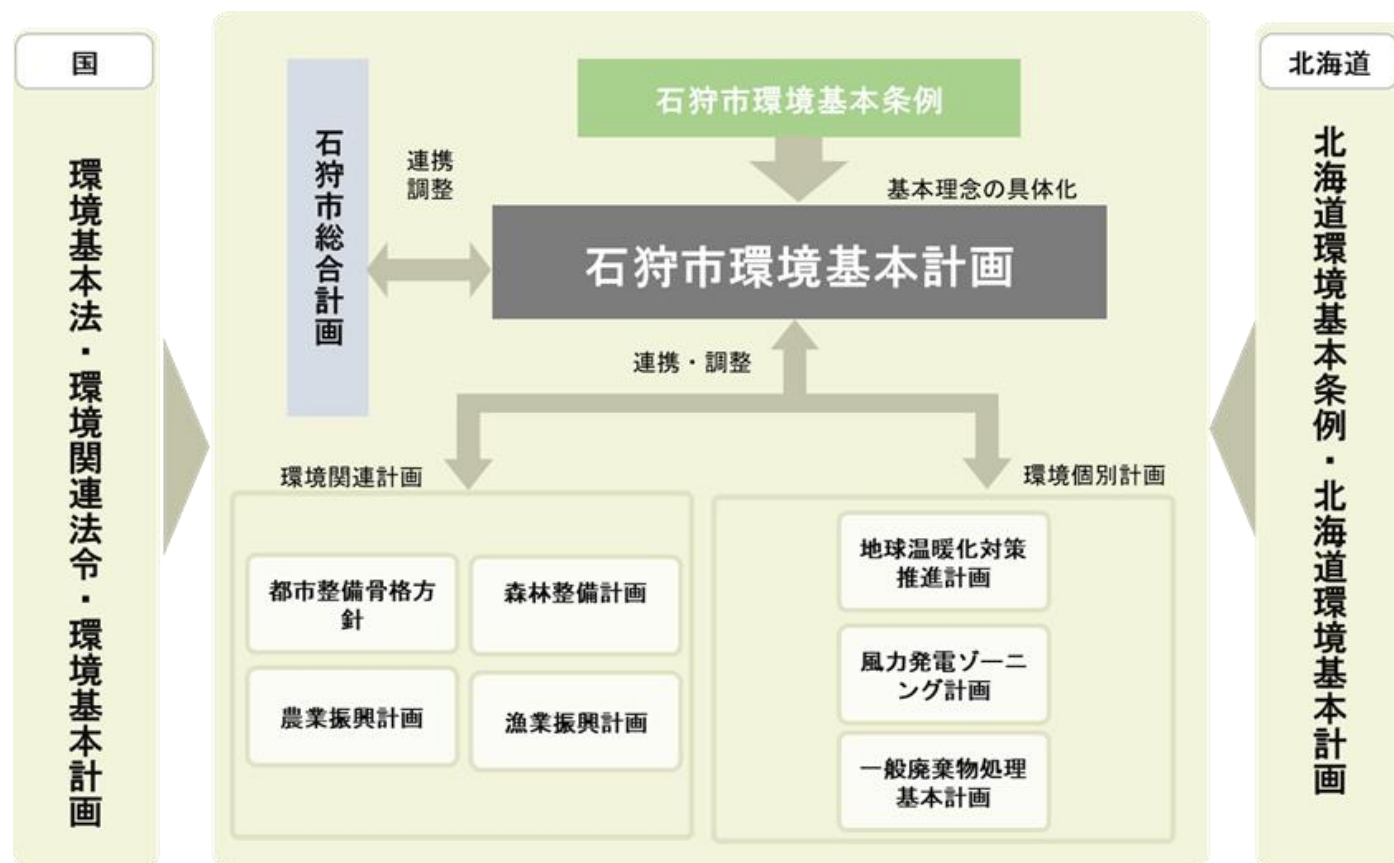
環境基本計画は、石狩市環境基本条例第 3 条に掲げる基本理念を実現するために、
市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

石狩市環境基本条例第 3 条（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

計画骨子（案）について — 計画の位置づけ及び計画期間 —

- まちづくりの総合計画である「第5次石狩市総合計画」が目指す目標を環境面から実現する「環境分野」における総合計画。
- 具体的な施策や事業については、関連する個別計画で推進を図ることとします。
- 計画の期間は、令和3年度（2021年）から令和22年度（2040年）までの20年間とし、令和12年度（2030年）を中間目標年度とします。



持続可能な開発目標（SDG s）

- ・ 経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標。
- ・ 17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）を掲げている。
- ・ すべての人がSDG sを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第五次環境基本計画 「地域循環共生圏」

- ・ SDGs やパリ協定など、世界を巻き込む国際的な潮流を受け、国は「地域循環共生圏」の考え方を提唱。
- ・ 各地域が地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されること。
- ・ 環境・経済・社会の課題を、総合的に解決する。



地域の現状

人口減少、少子高齢化／札幌への人口流出／産業部門の二酸化炭素排出量が多い／地域経済の疲弊／域内経済環境の脆弱……

地域の課題

脱炭素化に向けた取り組み／災害に強いエリアの形成／地域資源を活用した地域振興／地域交通サービスの維持・拡大／豊かな自然の維持／地域に愛着を持つ機運の醸成……

地域の特性

R E ゾーン等の先進的な脱炭素化の取組展開／豊富な再生可能エネルギー資源／大都市札幌への近隣性／世界と繋がる国際貿易港である石狩湾新港を背景に持つ、工業・流通・漁業・林業・農業等の多彩な産業／森林、海浜、河川を含む多様で豊かな自然環境／市民協働によるまちづくり……



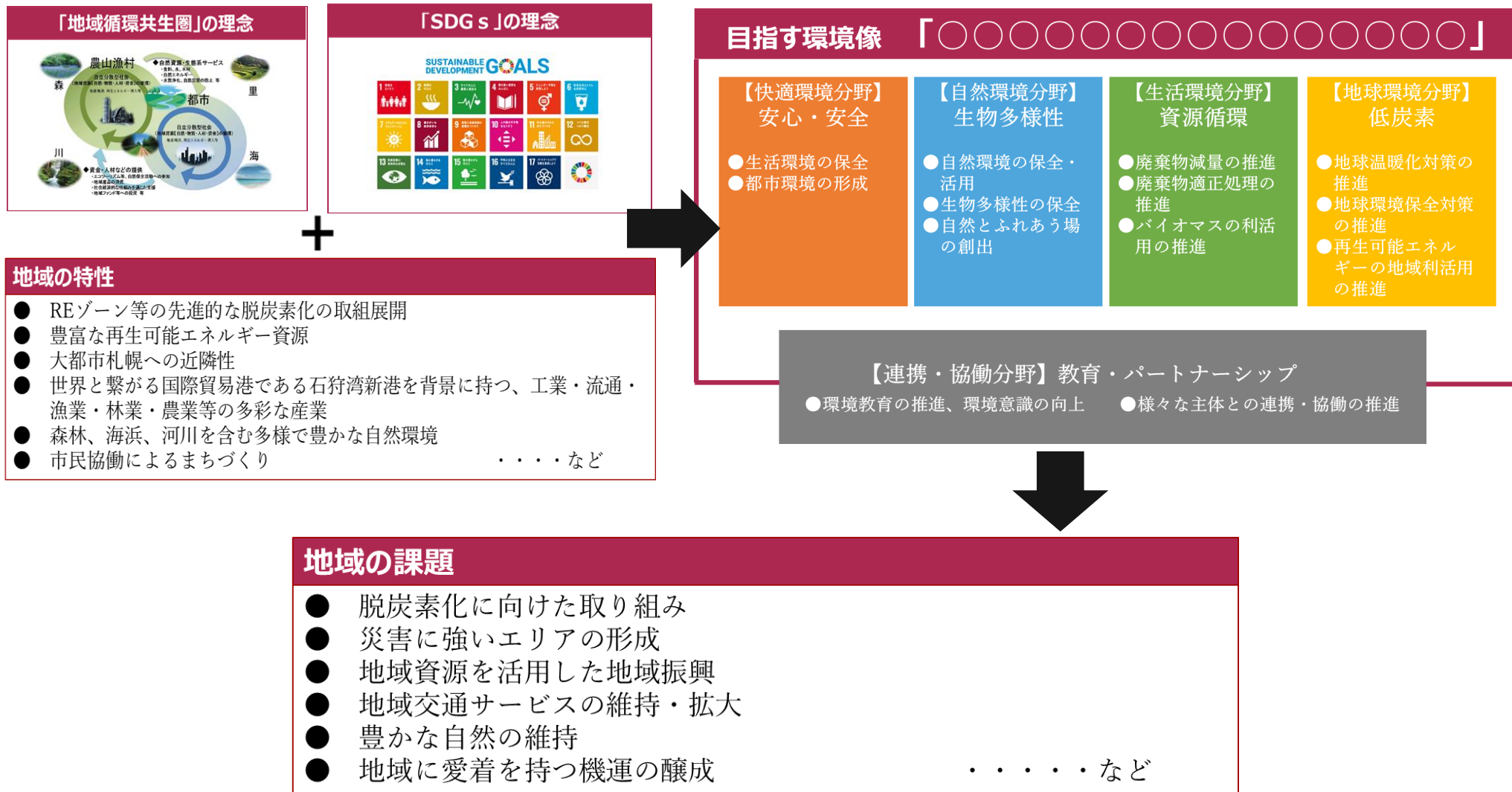
20年後のまちの目指す姿

- 誰もが安心・安全な環境の中で、健康で快適に暮らすことができるまち
- 豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち
- 資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち
- 世界をリードするエネルギー転換・低炭素社会が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち
- 全ての人が環境を学び、考え、行動することで、環境施策に「総動」で取り組んでいるまち

計画骨子（案）について — 長期的な目標の5つの分野 —

- 「20年後のまちの姿」に関連する、5つの分野を設定します。
- 【連携・協働分野】教育・パートナーシップについては、他4つの分野すべてに共通する要素として位置づけ。





「環境施策」による他分野の課題の同時解決

— 第3次環境基本計画の体系 —



【快適環境分野】 「安心・安全」

誰もが安心・安全な環境の中で、健康で快適に暮らすことができるまち

①生活環境の保全

- ・さわやかな大気環境、良好な水環境、健全な土壌環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭防止対策
- ・化学物質による環境汚染の防止
- ・地方部における電力供給のレジリエンスの確保

②都市環境の形成

- ・市街地における環境汚染の防止
- ・環境美化の推進・都市景観の形成
- ・災害等への備え（グリーンインフラなど）

【自然環境分野】 「生物多様性」

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち

①自然環境の保全・活用

- ・森林、河川などの豊かな自然の保全
- ・地域固有の自然資源の活用

②生物多様性の保全

- ・生態系の保全
- ・有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

③自然とふれあう場の創出

- ・生物多様性を活かした地域振興・観光振興の推進
- ・自然とふれあいの場のづくり

【生活環境分野】 「資源循環」

資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち

①廃棄物減量の推進

- ・ごみの減量化の推進
- ・4 Rの継続的な展開

②廃棄物適正処理の推進

- ・ごみ処理の適正化の推進
- ・適正分別・適正排出の徹底
- ・有害物質等の適正処理の推進

③廃棄物適正処理の推進

- ・未利用森林資源を活用した木質バイオマス発電事業の推進

【地球環境分野】 「低炭素」

世界をリードするエネルギー転換・低炭素社会が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち

①地球温暖化対策の推進

- ・地域環境の保全に配慮したエネルギー施策の導入
- ・省エネルギーの推進
- ・森林による二酸化炭素吸収固定源対策

②再生可能エネルギーの地域利活用の推進

- ・再生可能エネルギーの地域利活用の推進による地域活力の創造
- ・セクターカップリングによる電力活用のスマート化

③地球環境保全対策の推進

- ・森林の保全（グリーン購入）
- ・オゾン層保護、酸性雨対策

【連携・協働分野】 「教育・パートナーシップ」

全ての人が環境を学び、考え、行動することで、環境施策に「総動」で取り組んでいるまち

①環境教育の推進、環境意識の向上

- ・環境教育と環境学習の推進
- ・環境情報の収集・発信
- ・環境活動の担い手などの人材育成

②様々な主体との連携・協働の推進

- ・情報交換・交流の場づくり
- ・協働体制の整備（活動団体への支援など）
- ・地域や民間等の関係団体（機関）との連携・協働による、新たな環境産業の創出

